

第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）吹奏楽部門練習会場楽器運搬業務仕様書

1 業務名

第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）吹奏楽部門練習会場楽器運搬業務

2 業務期間

令和7年7月28日（月）、29日（火）、30日（水）

3 目的

第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）吹奏楽部門の練習会場に楽器を設置するため、打楽器等の運搬を依頼する。

4 業務概要

（1）業務内容

打楽器等の楽器運搬

（2）業務実施期間・場所

- （A）三木高等学校～三木町防災センター
- （B）坂出商業高等学校～坂出市勤労福祉センター
- （C）長尾中学校～さぬき市長尾公民館

ア 往 路 ① 令和7年7月28日（月）

- （A）【学校積み込み】12：00 三木高等学校（木田郡三木町平木750）
【練習会場搬入】12：30 三木町防災センター（木田郡三木町氷上310）
- （C）【学校積み込み】13：30 長尾中学校（さぬき市長尾東954）
【練習会場搬入】14：00 さぬき市長尾公民館（さぬき市長尾東888-5）

イ 往 路 ② 令和7年7月29日（火）

- （B）【学校積み込み】7：30 坂出商業高等学校（坂出市青葉町1-13）
【練習会場搬入】8：00 坂出市勤労福祉センター（坂出市寿町1-3-5）

ウ 復 路 令和7年7月30日（水）

- （A）【練習会場搬出】11：30 三木町防災センター（木田郡三木町氷上310）
【学校積み下ろし】12：00 三木高等学校（木田郡三木町平木750）
- （B）【練習会場搬出】13：30 坂出市勤労福祉センター（坂出市寿町1-3-5）
【学校積み下ろし】14：00 坂出商業高等学校（坂出市青葉町1-13）
- （C）【練習会場搬出】16：00 さぬき市長尾公民館（さぬき市長尾東888-5）
【学校積み下ろし】16：30 長尾中学校（さぬき市長尾東954）

（3）仕様条件

ア 車両は4tアルミトラック又は2tアルミトラックとすること。

イ これまでに高等学校吹奏楽部の楽器運搬経験のある事業者であること。

ウ 積込内容の詳細については各学校と打ち合わせを行うこと。

（4）積込楽器

A 三木高等学校

ティンパニ4台、バスドラム、コンサートチャイム、グロッケン、シロフォン、ビブラフォン、マリンバ、ゴング（銅鑼）、ドラムセット、ベースアンプ、コンガ、譜面台20本程度、キーボード、キーボードアンプ

B 坂出商業高等学校

ティンパニ4台、バスドラム、コンサートチャイム、グロッケン、シロフォン、ビブラフォン、マリンバ、ゴング（銅鑼）、ドラムセット、ベースアンプ、コンガ、譜面台 20 本程度、キーボード、キーボードアンプ

C 長尾中学校

ティンパニ4台、バスドラム、コンサートチャイム、グロッケン、シロフォン、ビブラフォン、マリンバ、ゴング（銅鑼）、ドラムセット、ベースアンプ、コンガ、譜面台 20 本程度、キーボード、キーボードアンプ

5 その他

- (1) 受託者の都合により 4 による業務の遂行が難しくなった場合、委託者と協議の上、速やかに代替案を提示すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、委託者との打ち合わせを綿密に行い、その指示に従うこと。
- (3) 受託者の過失により第三者に損害を与えた場合には、受託者が損害賠償責任を負うものとする。
- (4) 関係帳簿類や支出証拠書等を整備し、適切な事業運営に努めること。また、それらの関係書類は、事業終了後 5 年間は保管すること。
- (5) 本業務の実施にあたり、この仕様書に定めがない事項や疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議のうえ決定するものとする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、実行委員会と協議の上、本業務の一部を委託することができる。

(3) 守秘義務及び受託者の責任

受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本件業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする。

万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合や第三者に業務を一部委託する場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

(4) 不当介入における通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(5) 立入検査等

実行委員会は、本業務の執行適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ又は事務所に立ち入り、関係帳簿類その他物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

7 業務の継続が困難となった場合の措置について

実行委員会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により本業務が困難となった場合

実行委員会は、受託者の責に帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合、契約の取消しができる。この場合、実行委員会に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により本業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、実行委員会及び受託者双方の責に帰することができない事由により本業務の継続が困難となった場合、本業務の継続可否について協議するものとする。

また、一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、契約期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

8 問い合わせ先

(1) 契約事務に関すること

第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会事務局

(香川県教育委員会事務局全国高校総合文化祭推進室内)

〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号

TEL : 087-832-3725 FAX : 087-831-1912

E-mail kagawa-soubunsai2025@pref.kagawa.lg.jp

(2) 業務内容に関すること

第49回全国高等学校総合文化祭 吹奏楽部門 代表委員 石川 幸司

(高松第一高等学校内)

〒760-0074 香川県高松市桜町2-5-10

TEL : 087-861-0244 FAX : 087-861-0246

E-mail suisougaku@kagawa-soubunsai2025.pref.kagawa.jp